

算定方法に損失補償の考え方を取り入れている交付金の事例

～ 一般旅客定期航路事業廃止等交付金～

「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法」(昭和56年公布)

本資料は研究会に
おける検討資料です。

1 交付金の交付までの手続きの概要

- (1) 国土交通大臣による再編成基本方針の制定及び本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路の指定。
- (2) 指定航路で一般旅客定期航路事業を営む事業者は事業規模の縮小等を行う場合は、実施計画を策定し、国土交通大臣が認定
- (3) 本州四国連絡橋公団は、認定を受けた実施計画に基づいて事業規模の縮小等をした一般旅客定期航路事業者に交付金を交付。

2 交付金の算定方法の概要

以下の各項目で算出された金額の合計額

- (1) 船舶その他の事業の用に供する資産で政令で定めるものの減価をうめるために要する費用
帳簿価額 - 処分価額[処分した資産の対価 - 処分に要した費用((2)に該当する資産については(2)の費用を超える金額)]

政令で定めるもの：事業規模縮小等の際に当該事業の用に供しており、かつ、当該事業規模の縮小等により不要となる船舶、建物、構築物その他の固定資産（土地及び他の事業の用に供している資産を除く。）

- (2) 事業の用に供する資産で政令で定めるものの撤去に要する費用

撤去工事費用 + 原状回復費用 + 運搬費用

政令で定めるもの：法令又はこれに基づく処分による義務の履行としてその撤去が行われる資産その他特別の事情によりその撤去が必要となった資産であらかじめ公団の承認を受けたもの（棧橋等）

- (3) 事業の円滑な転換又は残存する事業の適正な経営を図るために必要な費用

縮小等に係る営業利益の2年間 + 事業規模の縮小等により不要となる資産を事業に転用するために要した改造費用等

- (4) 離職者に支払われる退職金の一部に充てるために要する費用

原則として給与の8ヶ月分

本資料は研究会に
おける検討資料です。

3 交付金の性格について

「交付金の性格でございますが、本州四国連絡橋によりまして一般旅客定期航路事業が非常に大きな影響を受けまして、その影響によりますところの社会的な混乱等を避けるために、法案の施策を立案したわけでございますが、内容といたしましては、**雇用の確保あるいは転業の促進あるいは再就職の促進等の助成金という性格**というふうに考えております。」(1981年4月15日衆議院建設委員会における政府答弁)

4 損失補償との違いについて

「損失補償ではないかという御質問でございますが、損失補償につきましては、政府は各事業者間の統一を期するために、昭和三十七年に公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱というものを閣議決定いたしておりますが、これは私有財産を公共の事業のために用いる場合の損失の補償についての定めてございまして、**今回は旅客船事業者の私有財産を橋のために用いるという関係にございませぬので、損失補償基準の適用はないわけでございます、損失の補償には当たらない**というふうに考えているわけでございます。強いて申しますと、助成金というふうに考えておるわけでございます。」(1981年4月15日衆議院建設委員会における政府答弁)

「本州四国連絡橋の架橋によりまして、一般旅客定期航路事業が交通手段という意味におきまして大変大きな影響を受ける。したがって、場合によりましては、事業規模の縮小または廃止というようなことを余儀なくされる場合があるというわけでございます。しかしながら、公共事業の補償基準で言うておりますような補償は、直接財産権を買収をいたしましたり、あるいは場合によっては収用を行うといったものの場合でございます、いわゆる直接損失の対象ではないわけでございますので、損失補償ではないというふうに観念をしておるわけでございます。」(1981年4月22日衆議院建設委員会・社会労働委員会連合審査会における政府答弁)

5 算出方法の考え方について

「細目につきましては、現在関係者間におきまして検討中でございますので、概略だけ申し上げますと、内容につきましては、実は私たちは、先ほど損失補償には該当しないと申したわけでございますけれども、損失補償基準の考え方そのものは非常に重要な参考になるというふうに考えまして、第十一条の交付金の中で、**第一号に定める交付金**につきましては、**損失補償基準要綱に申しておりますところの、営業の廃止、縮小等の場合におきま**

本資料は研究会に
おける検討資料です。

すところの資本に生ずる損失についての考え方、それから二番目の「事業の用に供する資産で政令で定めるものの撤去に要する費用」につきましては、同じく土地等を公共の事業の用に供します場合の移転料についての考え方、第三号の「事業の円滑な転換又は残存する事業の適正な経営を図るために必要な費用」につきましては、営業廃止あるいは縮小等におきます場合の営業に関する通常生ずる損失の補償の考え方、それから第四号の「離職者に支払われる退職金の一部に充てるために要する費用」につきましては、同じく補償基準におきますところの離職者補償についての考え方を重要な参考といたしまして立案している次第でございます。」

「具体的に申しますと、・・・第一号の費用といたしましては、原則として資産の現在価格から処分の見込み額を引いた価格、第二号といたしましては、撤去のために実際に要する費用に相当する額、第三号の額といたしましては、従前の収益相当額、これは廃止の場合でございます。規模縮小の場合には減益相当額を基準といたしまして、その二年分に相当する額を基本といたしたいというふうに考えております。第四号の退職金の一部に充てるために要する費用といたしましては、給与等の基本月額を八カ月分に相当する額というふうに考えております。」

「まず第一号でございますが、「船舶その他の事業の用に供する資産で政令で定めるものの減価を定めるために要する費用」こういうことになっております。一般旅客定期航路事業者が事業規模の縮小等を行おうといたします場合には、当然船舶その他事業の用にいままで供しておりましたものが不要になるということが出てまいります、この不要となる資産につきましては、法律の第五条によりまして実施計画をつくることになっておりますから、この実施計画に従って転用するとかあるいは売却をするとかというようなもろもろの措置がとられるわけでございます。したがって、その際当然その資産の目減りと申しますか、減価が発生することが予想されるわけでございます。そこで、その減価を埋めるために要する費用の算定基準につきましては、・・・資産の現在価格から処分の見込み価格を差し引きしましたもの、これを考えておるわけでございます。ただし、先ほど申し上げましたようにいろいろなケースがございます。まず売却をされました場合どうかということでございますが、売却をされました場合には、適正な売却価格で売れない場合が当然あるかと思えます。そういう場合は、適正と認められるいわゆるその差額、売却損の相当額を考えております。それから、船でございますから、やはり海洋気象等によりましてその地域に適した船が使われておりますものを他へ転用しようとする場合には、改造しなければならぬという場合もあるかと思うわけでございます。改造により転用できる資産につきましては、適正と認められ

本資料は研究会に
おける検討資料です。

る改造費の相当額、こういうことになろうかと思うわけでございます。

それから次に、第十一条の二号でございますが、「事業の用に供する資産で政令で定めるものの撤去に要する費用」でございます。これは事業の実態によりましては、事業を廃止するときに撤去を義務づけられているものなどもございます。たとえば専用に使っております棧橋であるとか、そういったものが例であろうかと思いますが、こういった資産は当然不要になります。法令により撤去が義務づけられている例が多いわけでございますので、縮小する場合にこういったものをやらなければいけない。そういう場合の負担を軽減しようということでございまして、当然その内容といたしましては撤去のために実際に必要とする額、こういう考え方になろうかと思えます。

第三号が「事業の円滑な転換又は残存する事業の適正な経営を図るために必要な費用」ということでございます。事業の縮小等を行う一般旅客定期航路事業の事業者につきましては、いままでの経営の基盤を失うということになるわけでございますので、その影響を軽減するために、転業または残存する事業の円滑な経営を図るという必要がございます。そのための助成資金を交付しようというものでございます。そこで、その内容でございますが、従前の、橋がかかる前に営業をしておられました間にありました収益がございまして、この収益の相当額、これは廃止する場合でございます。事業規模をある程度縮小される場合には、その従前の収益と縮小した場合の収益とのいわゆる差額、これを基準としておるわけでございまして、その二年分に相当する額を基本とする予定でございます。二年分とするということにつきましては、いろいろこれも御要望等もあったわけではございますが、やはり公共事業の施行におきます損失補償基準におきまして、営業廃止の際には原則として二年という制度でやっております、それらを勘案をいたしまして二年相当分というふうにしている次第でございます。ただし、現在赤字のところがあったらどうかという問題がまた別途あるわけでございます。これにつきましては、他の制度でもございますが、いわゆる擬制収益というようなことで、黒字の収益があったもの、いわゆる一定の限度を考えまして底上げをいたしたい。しかしながら、それを実施いたします場合には、著しく黒字のところもあるわけでございますが、これにつきましてはある程度の上限は設けさせていただこうというふうな考えをとっておるわけでございます。

それから第四号が「離職者に支払われる退職金の一部に充てるために要する費用」でございます。これにつきましては、いわゆる退職金の特別加算をまず考えておるわけでございます。つまり企業整理等、労働者の責に帰せられない事由によりまして労働者が職場からの離脱を余儀なくされる場合、これは労働協約等に基づきまして

本資料は研究会に
おける検討資料です。

通常支払われる退職金、これは普通退職金と言えはよろしいかと存じますが、それに加えて特別加算があるというのが通例かと思うわけでございます。この特別加算につきましては、当然雇用者と労働者の間の協議によりまして決められるものであろうとは存じますが、そのうちの一定額を交付金ということで事業者の方に交付をしようということございまして、その理由は、もとより架橋に伴う事業規模の縮小といったものは、その旅客船事業者の責に帰し得ない理由である、こういうことからまいるわけでございます。これにつきましてもやはりいろいろ前例等もございまして、大変苦慮したわけでございますが、公共用地の取得に伴う損失補償基準等におきましていろいろこういった例もございまして、給与等の基本月額の八カ月分というものを公団の方から出す交付金の対象といたしたいというふうに考えている次第でございます。

(1 9 8 1 年 4 月 1 5 日 衆 議 院 建 設 委 員 会 に お け る 政 府 答 弁)

本資料は研究会に
おける検討資料です。

公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（抜粋）

昭和37年 6月29日閣議決定
改正 昭和42年12月22日閣議決定
改正 平成14年 7月 2日閣議決定

（建物等の移転料）

第二十四条 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地等に建物等（立木を除く。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）で取得せず、又は使用しないものがあるときは、当該建物等を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によつて移転するのに要する費用を補償するものとする。この場合において、建物等が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、当該建物等の所有者の請求により、当該建物等の全部を移転するのに要する費用を補償するものとする。

2 建物等の移転に伴い建築基準法その他の法令の規定に基づき必要とされる施設の改善に要する費用は、補償しないものとする。

（営業廃止の補償）

第三十一条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

一 免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習があるものについては、その正常な取引価格

二 機械器具等の資産、商品、仕掛品等の売却損その他資本に関して通常生ずる損失額

三 従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額、転業が相当と認められる場合において従業員を継続して雇用する必要があるときにおける転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

四 転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額（個人営業の場合においては、従前の所得相当額）

2 前項の場合において、解雇する従業員に対しては、第四十六条の規定による離職者補償を行なうものとし、事業主に対する退職手当補償は行なわないものとする。

本資料は研究会に
おける検討資料です。

(営業規模縮少の補償)

第三十三条 土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の規模を縮少しなければならないと認められるときは、次の各号に掲げる額を補償するものとする。

一 営業の規模の縮少に伴う固定資産の売却損、解雇予告手当相当額その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額

二 営業の規模の縮少に伴い経営効率が客観的に低下すると認められるときは、これにより通常生ずる損失額

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。